



広告は

ネット通販の販売条件が書かれています！注文前の確認が大切です

事例

スマートフォンでダイエット食品の広告を見て、お休みや中止が自由にできると書いてあったのでモニターコースを申込んだ。届いたものを飲んだら気持ちが悪くなったので、2回目以降を解約したいと業者に電話をかけたところ、3回分（3ヶ月）は解約できないと言われた。そのような表示には気づかなかった。

アドバイス

広告をパソコン画面で確認をすると「モニターコースは、初回分を含めた3回分をご継続いただくことが条件」と小さな字で書かれていました。広告は消費者に有利なものは大きく、不利なものは小さく書かれているものが見受けられます。

通信販売の広告は、消費者が購入することを決めるために、必要な情報が十分に正確に表示されなければなりません。そのため、「特定商取引に関する法律」（以下「特商法」）で書かなければならない一定の事項について広告に表示することが義務づけられています。このため、消費者は、**広告をきちんと読むようにすることが大切です**。広告や契約の際の確認画面は印刷するか写真に撮って残しておくとい良いでしょう。

通信販売はクーリング・オフができませんが、返品ができるかどうかについては必ず書くことになっていて、書かれていなければ商品到着の日から8日間は契約を解除して返品し代金の返金を求めることができます。「返品不可」の場合、消費者の都合で商品を返すことができません（商品に欠陥があった、注文した商品と違うものが送られてきた等は別）ので、**返品に関する条件は必ず確認しましょう**。また、継続して購入している場合には、長期出張、入院等の様々な理由で受け取れなくなることもあります。不要になった場合は、忘れず業者に解約や中止の連絡をするようにしましょう。放置しておくトラブルの原因になる場合があります。

困ったことがあったら、ひとりで悩まず消費生活センターへお電話ください！